

平成 29年 11月 20日

顧問先各位

戸田会計事務所  
所長 戸田裕陽

## 平成29年分年末調整準備のための チェックポイント！

一般的な給与所得者(サラリーマン)は、給料の支払者のもとでその年最後の給与を受ける際に年末調整によって、源泉徴収された税金の過不足額を精算し納税を完了する手続きをとります。そこで、平成29年分年末調整手続きを進めるに当たり、いくつかの注意点を述べたいと思いますので参考にいただければと思います。

- (1) 平成29年分の扶養控除等(異動)申告書の作成当たり、給与の支払者が従業員本人、控除対象配偶者、控除対象扶養親族等の氏名及びマイナンバー(個人番号)等を記載した書類を会社が備えている場合には、マイナンバーの記載を省略することができます。  
また、扶養親族等の氏名を記入する際に控除の対象となる年齢が16歳以上の人ですので記載する欄を間違いのないようご記入ください(年齢が16歳未満の人の記入欄は別に設けてあります)。
- (2) 「生命保険料控除証明書」や「地震保険料控除証明書」など原本の添付が必要になっていますので、早目にご確認の上ご提出ください。  
この他、一般の生命保険料控除証明書と同じように、「介護医療保険料」、「個人年金保険料」なども一定金額が控除の対象になりますので該当される方はご提出ください。  
また、提出間近になって慌てて証明書の紛失に気付く方も見受けられますが、その場合は保険会社等に再発行の依頼をされ早目に対応してください。  
「国民健康保険料」や「国民年金」も本年中に支払った金額(見込み額含む)が控除の対象になります(このうち年金については控除証明書の添付をお願いします)。
- (3) 「配偶者特別控除」を受けられる方で本年所得の見積額を記入する際は、例えばパート収入のみで年収135万円の場合、給与所得控除額65万円を差引いた70万円が所得金額となります。
- (4) 昨年度までに確定申告をされた方で2年目以降において住宅ローン控除を受けられる方は「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」と金融機関からの「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」を忘れずにご提出下さい。
- (5) 本年、途中で入社された方で前職のある方は、前の会社より交付された「源泉徴収票」を提出することにより、合算して年末調整を行い所得税の精算をすることが出来ます。
- (6) 本年中の給与の収入金額が2,000万円を超える人や2ヶ所以上からの給与収入が有る方で「乙欄」適用者、あるいは「扶養控除等(異動)申告書」を提出していない方などは年末調整の対象になりませんので、この場合は確定申告の手続きとなりますのでご注意ください。